

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）72条の2第1項の規定に基づく法人の行う事業に対する事業税（以下「法人事業税」という。）の更正決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和4年6月27日付けで行った、令和2年11月1日から令和3年10月31日までの事業年度（以下「本件事業年度」という。）に係る法人事業税の更正決定処分（内容は別紙処分目録のとおり。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分の違法又は不当を主張し、その取消しを求めている。

設立から太陽光売電事業（いわゆる第3号事業）のみを営んでいた法人であれば、収入の有無にかかわらず、改正法附則6条2項（第6・1・(3)・イ参照）の適用があるべきであり、当然に欠損金の繰越控除についても何ら制限を受けるものではない。

同項の主語は「小売電気事業等又は発電事業等を行っていた法人」であるため、これに該当するか否かはその事業の実体により判断すべきである。

請求人の設立から太陽光売電事業を開始するまでを時系列で簡記すると以下のとおりである。

【設立1期目：平成30年10月期】

① 平成〇〇年〇〇月〇〇日 設立

② 平成30年1月31日 土地売買契約書締結（太陽光発電設備敷地用地）

③ 平成30年6月20日 融資実行（1億5千万円）

④ 平成30年6月20日 土地代金支払及び引渡し

【設立2期目：令和元年10月期】

⑤ 平成31年4月8日 太陽光発電設備工事請負契約締結（1基目）

【設立3期目：令和2年10月期】

⑥ 令和元年12月 太陽光設備1基目引渡し、売電開始

以上のとおり、「小売電気事業等又は発電事業等を行っていた法人」であることは明らかであるので、平成30年10月期及び令和元年10月期において生じた欠損金についても、令和2年10月期において繰越控除が認められるべきであると考えます。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 4月28日	諮問
令和7年 8月22日	審議（第103回第2部会）
令和7年 9月22日	審議（第104回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 法人事業税について

##### ア 課税主体と申告納付

法72条の2第1項により、法人事業税の課税主体は、法人の事務所又は事業所所在の道府県と定められており、事業を行う法人は、事業年度終了の日から2月以内に、確定した決算に基づき、当該事業年度に係る所得割等又は収入割等を事務所等所在の道府県に申告

納付しなければならない（法72条の28第1項）。

イ 小売電気事業の納税義務者等（本件処分の時点）

法72条の2第1項3号は、電気供給業のうち、電気事業法2条1項2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。以下「小売電気事業等」という。）を行う法人に課す事業税について、法人の規模に応じて定め、法72条の2第1項3号ロは、同項1号ロに定める法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの。請求人はこれに該当する。）が行う場合については、収入割額及び所得割額の合算額により法人事業税を課す旨を定める（改正法附則1条による改正前の法（以下「旧法」という。）72条の2第1項2号は、電気供給業は収入割額により法人事業税を課す旨を定めていた。後記(3)・ア参照）。

また、法72条の2第1項1号ロは、同項2号から4号までに掲げる事業以外の事業を、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人が行う場合については、所得割額により法人事業税を課す旨を定める（改正法による改正前の同項は2号までしかなかった。後記(3)・ア参照）。

ウ 法人事業税の課税標準

法人事業税の課税標準は、所得割は各事業年度の所得により、収入割は各事業年度の収入金額による（法72条の12第3号及び4号）とされている。

そして、法人事業税における内国法人（請求人はこれに該当する。）の各事業年度の所得は、各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額によるものとされ、法又は政令で特別の定めをする場合のほか、当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例により算定する、とされている（法72条の23第1項1号）。

(2) 法人税の所得の計算

法人税法は、法人税における各事業年度の所得の金額の計算の通則として、内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から、当該事業年度の損金の額を控除した額とする（法人税法22条1項）。

欠損金の繰越しについて、法人税法は、内国法人の各事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額がある場合には、当該欠損金額に相当する金額は、当該各事業年度の所得の

金額の計算上、損金の額に算入する（法人税法57条1項）としている。

欠損金額とは、各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額が当該事業年度の益金の額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう（法人税法2条19号）。

### (3) 改正法による経過措置

#### ア 改正法による改正内容

改正法により、電気供給業に係る法人事業税の課税方式が変更され、改正前の収入割のみの課税から、資本金1億円を超える場合は収入割に加えて外形標準課税が、資本金1億円以下の場合は収入割に加えて所得割が導入された。

そして、所得割について、他の業種と同様に、前10事業年度分の欠損金の繰越しができるよう、経過措置が定められた（改正法附則6条2項。次のイの項）。

電気供給業に係る改正前の法の定めを確認すると、改正前の法72条の2第1項は2号からなり、同項2号において、電気供給業（資本金額による区別なく、すべて）等は収入割額により法人事業税を課す旨を、同項1号ロは、同項2号に掲げる事業以外の事業のうち、資本金1億円以下の法人は所得割額により、同項1号イは資本金1億円を超える法人は付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により、それぞれ法人事業税を課す旨を定めていた。

#### イ 事業税に関する経過措置

改正法附則6条2項は、改正法の施行日（注：令和2年4月1日）以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」という。）開始の日の前日を含む事業年度において、電気供給業のうち改正法附則1条による改正後の法（以下「新法」ということがある。）72条の2第1項3号に規定する小売電気事業等を行っていた法人の小売電気事業等に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を新法72条の23第1項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例により算定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度において、小売電気事業等に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を、旧法72条の23第1項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算

の例により算定していたものとみなす、旨を定める。

ウ 地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）

地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）（平成22年4月1日総税都第16号。この通知は、地方自治法245条の4に基づく技術的助言である。）第3章4の7の4は、法人の前10年以内に生じた繰越欠損金額の取扱いについての留意点として、(2)に次の点を挙げる。

非課税事業等、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人の所得の算定上生じた欠損金額で、各事業年度の所得等課税事業又は収入金額等課税事業（法72条の2第1項3号ロに掲げる法人が行う事業に限る。）に係る所得の計算上繰越控除が認められる金額は、それぞれの事業について生じた欠損金額に限るものであること。

(4) 更正

法72条の39第1項は、道府県知事は、事業を行う法人で事業税の納付義務があるものが申告書又は修正申告書を提出した場合において、申告書又は修正申告書に記載された所得割額の算定について誤りがあることを発見したときは、所得割額を更正する旨を定める。

また、法72条の46第1項は、申告書の提出期限までにその提出があった場合において、事業税の更正があったときは、道府県知事は、当該事業税の更正による不足額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算金を徴収しなければならない旨を定める。

(5) なお、東京都知事の都税に関する賦課徴収に関する権限は、納税地を所管する都税事務所長に委任されている（法3条の2、東京都都税条例（昭和25年東京都条例第56号）4条の3）。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、請求人は、本件事業年度に係る法人事業税の申告において、本件事業年度の法人税の所得金額から、平成30年10月事業年度及び令和元年10月事業年度に生じた各欠損金（本件欠損金額）を基に本件欠損金額控除を行い、所得割について所得金額総額を0円とした。

処分庁は、〇〇県税事務所からの調査回答により、平成30年10月事業年度及び令和元年10月事業年度の各欠損金額は請求人が法72

条の2第1項1号ロに掲げる法人として1号事業について生じた欠損金額を申告したものと判断し、本件事業年度においては、本件欠損金額控除を認めず、令和2年10月事業年度に発生した欠損金額のみを控除した。

改正法附則6条2項は、改正法により小売電気事業（3号事業）に導入された所得割について、最初事業年度の前10年以内に開始した各事業年度の欠損金の繰越控除を認める経過措置である（1・(3)・イ）。

同項の規定が適用される法人は、最初事業年度開始の日の前日を含む事業年度において、電気供給業のうち新法72条の2第1項3号に規定する小売電気事業等を行っていた法人とされ（1・(3)・イの初めの部分）、請求人は、本件事業年度が最初事業年度であり、その前事業年度である令和2年10月事業年度に3号事業を行っていたと認められ（処分庁に提出された確定申告書は、売電収入が収入金額の大半を占めるものであった。）、この法人に該当する。

しかし、同項により欠損金の繰越控除が認められるのは、当該法人の最初事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度における、小売電気事業等（3号事業）に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得であって（1・(3)・イの「算定する場合には、」に続く部分及び同・ウ）、請求人の平成30年10月事業年度及び令和元年10月事業年度に生じた各欠損金（各所得）は、いずれも1号事業に該当する旨が〇〇県税事務所から回答されており、同項により控除する対象に該当するものではない。

また、令和2年10月事業年度に発生した欠損金額8,105,107円は、当該事業年度の申告内容が収入金額25,821,000円のうち大半が売電収入25,740,362円によるものであることから3号事業に該当するものと認められる。

以上から、処分庁が本件事業年度において本件欠損金額控除を認めず、令和2年10月事業年度に発生した欠損金額のみを控除の対象として、本件事業年度の所得金額を7,290,853円と認定したことは、改正法附則6条2項の定めに則ったものといえる。

そして、本件処分に際して、処分庁が算定した所得割額による税額、過少申告加算金の額に違算は認められない。

したがって、本件処分は、上記1の法令等の定めに基づき適正になされたものといえることができる。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、請求人は設立時から太陽光売電事業（いわゆる3号事業）のみを営んでおり、改正法附則6条2項の適用があるべきで、欠損金の繰越控除についても制限を受けない旨を主張する。

しかし、上記2に述べたとおり、平成30年10月事業年度及び令和元年10月事業年度に生じた各欠損金については、請求人が法人事業税の申告をした〇〇県税事務所が1号事業に該当すると回答していることから、請求人の主張には理由がない。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己

別紙（略）